

「デザインの力」と意匠法

峯 唯夫

■近年「デザインの力」を活用しよう、という言葉をよく見聞きする。そこで「デザインの力」をキーワードとして Google で検索すると、以下のような項目が上位に挙げられる。

いま改めて問う、デザインの力

見えた！これがデザインの力だ

第2回：人を動かすデザインの力 | 大学ナビ特別講座

【コラム】デザインの力で社会をポジティブに変化させる

Amazon.co.jp：デザインの力: 永井 隆則: 本

TOKYO DESIGN 「東京のものづくり企業に、デザインの力を。」

ほぼ日刊イトイ新聞 - デザイン論！

「デザインの力で、新しい未来をつくる!!」ソーシャルデザインフェア ...

他方。「意匠の力」をキーワードとして検索すると、以下のような項目がヒットするにすぎない。

『登録で守ろう意匠の美と力』 - 日本弁理士会

意匠の底力キャンペーン - 日本弁理士会

意匠の重要性を伝えよう' - 日本弁理士会

レリアふじみ野ステーションイースト | 「意匠の力」

NIM 国際特許事務所 中小企業サポート弁理士：意匠

デザインを守る意匠権とは - ネコにもわかる知的財産権

『ガンバ大阪』の名づけ親が語る「商標・意匠の力」レポート

「デザインの力」で語られるフレーズからは、社会を動かす力、躍動感が感じられ、「意匠の力」で語られるフレーズから躍動感は感じられない。この違いは何なのだろう。

■意匠法はデザインを保護する法律であり、デザインは意匠法で保護される、というのが一応法律上の位置づけであろう。ならば、この乖離は何なのだろう。

意匠法において「意匠」は「design」の訳語として用いられたようである。「design」は、「意匠（形態）」と訳されてきたが、「計画」をも意味する言葉である。検索結果における「デザインの力」と「意匠の力」の違いは、前者が「計画」を含む広義のデザインを拾い上げ、「意匠の力」は「形態」という狭い意味のデザインを拾い上げた結果のように思われる。前者の意味合いにおいては、「人の営み、社会のあり方を計画すること」も「デザイン」に含まれる場合がある。

■ここで二つの問題を提起したい。

一つ目は、「意匠法」は広範な「デザイン」という言葉と、どこまでつきあうのかをはっきりさせなければならないということである。「デザインは意匠法で保護します」というテーゼでは、デザイナーにとっては曖昧であり納得できないだろう。自分の「計画（デザイン）」が保護されそうなのに、結局は保護されないことも多いのだから。商標

法でいえば「サービスの質の誤認」ともなりかねない。

二つ目は、韓国のように日本も「デザイン法」に名前を変えたらどうか、という見解があるが、これをしてよいのかということである。上掲のように「デザイン」という言葉は「計画」をも含むものとして使用されている。その中で、「形態」しか保護しない意匠法を「デザイン法」と名称変更することは、せつかく問題解決の手法としての意味も広まりつつある「デザイン」という言葉を、狭い世界に押し込めることになり、「デザイン」への冒涇ではなかろうか（質の誤認がレベルアップする？）。

■意匠法、意匠権というものは、「デザインの力」をサポートするものではあるが、決して王様ではない、ということである。